

フォーカス〔2章2節〕

警察段階での修復的司法の試み

高橋則夫

わが国における修復的司法の実践は、諸外国に比べて緒に就いたばかりである。修復的司法の全国的な展開はいまだ行われておらず、成果を上げている数少ない例が、千葉市の「NPO法人『被害者加害者対話の会運営センター』」である。この意味で、「少年対話会」は、警察レベルでの全国的展開を目的としており、注目に値する。

2003(平成15)年12月、政府は、「青少年育成施策大綱」において、少年非行対策の重点課題として、次のように述べた。すなわち、「個々の事案の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組を支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用の可能性について検討する」と。これを受けて、警察庁は、2004(平成16)年4月に、有識者による調査研究会を立ち上げ、2005(平成17)年度と2006(平成18)年度に、モデル・パイロット事業を実施し、2007(平成19)年8月に、調査研究会によって事業報告書が取りまとめられ、その結果が公表された(事業報告書の内容については、植木〔2008〕¹83頁参照)。

少年対話会の実施に際して、以下の基本事項が決定された。

- ① この少年対話会は、「修復的カンファレンス(少年対話会)」と称され、「非行少年の再非行防止、被害者の立ち直りおよび地域社会における市民社会の安全と平穩の確保を目的として、警察職員(少年サポートセンター)が司会者となり、非行少年、保護者、被害者等に対話の機会を提供するもの」である。
- ② 事件送致前に実施する少年の指導・訓戒および被害者に対する支援の一環として位置づけることとした。したがって、当事者の同意に基づく任意の活動となる。
- ③ 保護処分や刑事処分を要しないと認められる犯罪少年による事件を対象とする。
- ④ 被害者に対する二次的被害のおそれ等特別な事情が認められる事件、少年が非行事実を否認している事件、現に少年が身柄を拘束されている事件および現に他機関に係属している事件は、対象としない。
- ⑤ 性的な動機に基づく事件、告訴・告発に係る事件および共犯事件は、実施の是非を慎重に判断すべきである。

モデル事業は2005年8月から12月に、パイロット事業は2006年10月から12月に、全国47都道府県警察の協力を得て実施された。対象事案は、全部で4,099件(モデル事業=1,855件、パイロット事業=2,244件)であった。その後、事前アンケート調査を行い、それを踏まえて関係者に意思確認を行ったところ、最終的には、少年・保護者・被害者による直接的な対話会が行われたのは、56件(モデル事業=25件、パイロット事業=31件)であった。56件の内訳として、非行少年の男女比は男子が71.4パーセント、女子が28.6パーセントであり、主たる非行内容は、万引きが67.9パーセントで最も多く、次いで建造物侵入が10.7パーセント、自転車盗が7.1パーセントであった。

以上の少年対話会は、非行少年の再犯防止、被害者の立ち直り、地域社会における市民生活の安全と平穩の確保という純粹モデル型の修復的司法を実践するものであり、今回のモデル・プロジェクトは、一応の目的は達成されたように思われる。

非行少年の再非行防止については、少年対話会への参加をめぐって、少年と保護者とのコミュニケーションが促進されたという効果を生んでいる。多くの非行少年が親と疎遠になっているということを考慮すると大きな意義がある。少年対話会に参加した非行少年の多くが、自分の犯した行為の責任を認識し、被害者に謝罪できたと感じ、少年対話会に満足している。

修復的司法における修復責任は、被害者に対する具体的な責任を意味するから、少年対話会によって、被害者から被害による影響を聞くことは、自己の行為の具体的な影響を認識し、それに向き合って反省し、謝罪などができる。少年対話会は、このような修復責任を履行することができる機会を提供するものということができる。

保護者についても、少年対話会への参加をめぐって、少年とのコミュニケーションが促進されたという効果を生んでいる。また、保護者は、少年対話会に参加することによって、少年が立ち直れるという期待をいだいており、対話会に対する満足度も高くなっている。

修復的司法は、犯罪に至った環境・素質等を当事者の対話によって明らかにしていくことであるから、非行原因の一つの重要な要素となっている親子関係の正常化のために、少年対話会によって、保護者に対する支援が行われることは重要な意味を有するだろう。

被害者の立ち直りについては、多くの被害者は、加害者が被害者の受けた被害や気持ちを真剣に受け止めてくれたと感じており、少年対話会に一定の満足を示している。

修復的司法に対して、被害者は、なぜ加害者と会う必要があるのか、なぜ加害者の立ち直りに協力しなければならないかなどの疑問をもっている。しかし、修復的司法は当事者の任意による参加であることを看過する疑問であるのみならず、少年対話会に参加した被害者は、被害の回復のみならず、少年の立ち直りに協力するという形での参加もあったのである。さらに、加害者に会うことによって、加害者がモンスターではないこと、自分が再度被害を受ける心配がないことなど、被害者が安心感を得ることができであろう。

地域社会における市民生活の安全と平穩の確保については、非行少年、保護者、被害者が非行と被害について考える機会を得て、当事者間で解決されたことは、地域社会における市民生活に対しても安心と平穩をもたらすであろう。すなわち、過去に起きた犯罪が修復されたとともに、将来の犯罪に対する予防の点でも、市民生活レベルで地域社会が強化されたことによって、意義があるだろう。

なお、モデル・プロジェクトにおいて、直接対面が実現しなかったが、警察を通じた手紙の交付や謝罪の間接的なやりとりも行われたとのことである。これも修復的司法の一つの実現形態である。修復的司法は、何らかの形で、当事者間に橋渡し(ブリッジ)を架けることが中心的目的であり、このブリッジを架けない刑事司法、少年司法に対し

て問題提起をするものだからである。

少年対話会については、いくつかの問題点もある。たとえば、少年対話会の法的な位置づけはどこに求められるのか、参加の任意性は確保できるのか、全件送致主義との関係で問題はないのか、少年対話会と家庭裁判所との連携をどうするのか、抽象的な決意では意味がないのではないかなどである。

修復的司法は、少年司法プロセスの各段階において実践すべきであり、それは可能であろう。その中で、警察における修復的司法がどのように実践されるべきかが検討されなければならない、少年対話会の今後の展開が注目される(少年対話会について、より詳しくは、小林〔2010〕²130頁参照)³。

- 1 植木百合子(2008)「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」警論61巻4号
- 2 小林寿一(2010)「警察と修復的司法」細井洋子=西村春夫=高橋則夫編『修復的正義の今日・明日』成文堂
- 3 なお、少年対話会は、現在のところ、まだ実践の段階にはない状況ということである。